くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　くろまぐろ（小型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

4,373.9トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、法第15条第４項の規定により関係する都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに定めるものとする。

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 大臣管理区分 | 大臣管理漁獲可能量 |
|---|---|
| くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業 | 1,200.0 |
| くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等 | 14.2 |
| くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業 | 44.7 |

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

8,469.6トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、法第15条第４項の規定により関係する都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに定めるものとする。

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 大臣管理区分 | 大臣管理漁獲可能量 |
|---|---|
| くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分） | 2,081.3 |
| くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分） | 2,035.0 |
| くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等 | 81.0 |
| くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分） | 15.0 |
| くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分） | 1,153.3 |

**○中国地方整備局告示第八十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十二日　　中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号及び二百五十号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長（メートル） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 備前市香登西字十ノ坪二三四番四から同市香登西字大道田一六七番四まで | 前 | 一四・二五～三一・四〇 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | 一六・七七～三一・四〇 | |

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

**○中国地方整備局告示第八十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十二日　　中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　路線名　二号及び二百五十号

(二)　供用開始の区間　図面縦覧場所

| 区間 | 敷地の幅員延長（メートル） | 備考 |
|---|---|---|
| 備前市香登西字十ノ坪二三四番四から同市香登西字大道田一六七番四まで | 一四・二五～三一・四〇 | 中国地方整備局及び同局岡山国道事務所 |

(三)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

**○中国地方整備局告示第八十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十二日　　中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十一号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長（メートル） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 広島県安芸郡海田町南堀川町一三一五番三から呉市本通二丁目一番一五まで | 前 | 一〇・〇〇～一五七・三二 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | 二〇・〇〇～二七〇・四九 | |
| | A | 一五・九〇〇 | |
| | B | 一〇・〇〇～一五七・三二 | |
| | | 二〇・〇〇～二七〇・四九 | |
| | | 一五・九〇〇 | |
| | | 二〇・〇五三 | |

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

**○中国地方整備局告示第八十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十二日　　中国地方整備局長　杉中　洋一

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 百八十五号 | 東広島市安芸津町三津字南本町四一七五番三から同市安芸津町三津字浜町四一一七番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 中国地方整備局及び同局広島国道事務所 |

供用開始の期日　令和七年十二月二十二日